

平成28年2月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成28年2月17日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成28年2月定例会

日 時 平成28年2月17日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 佐 藤 充	2 番 竹 井 よ う こ
3 番 平 野 ひ ろ み	4 番 幸 田 昌 之
5 番 尾 崎 利 一	6 番 関 田 貢
7 番 中 野 志 乃 夫	8 番 中 間 建 二
9 番 内 野 直 樹	1 0 番 遠 藤 政 雄
1 1 番 須 藤 博	1 2 番 比 留 間 朝 幸

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 山 下 俊 之
会 計 管 理 者 長 塩 三 千 行	事 務 局 長 村 上 哲 弥
総 務 課 長 藤 野 信 一	業 務 課 長 小 暮 与 志 夫
計 画 課 長 木 村 西	参 事 (施 設 整 備) 片 山 敬
総 務 課 長 補 佐 利 光 良 平	

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第4号 平成28年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第7 議案第5号 平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計
- 第8 議案第6号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

午前9時30分 開議

○議長【関田貢】 おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして9時30分といたしましたのでご了承願います。

議事終了後、事務報告及び管理者報告を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

3番 平野ひろみ議員

8番 中間建二議員

1 1 番 須藤博議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合監査委員 の選任につき同意を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第3、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。今日はどうぞよろしく申し上げます。

ただいま上程をされました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を賜りたく提案を申し上げます。

現在、当組合の監査委員をお願いいたしております尾崎実氏が、来る3月31日をもちまして任期満了を迎えます。

尾崎氏は、平成20年4月から8年間にわたり、組合の事務事業の適正な執行に貢献をいただき、組合の発展に寄与されました。心から感謝と御礼を申し上げます。

後任には、三ツ寺俊行氏を選任いたしたいと考えております。

三ツ寺氏は、お手元の資料のとおり豊富な経験とすぐれた見識をお持ちであり、本年2月から東大和市監査委員に選任されております。誠実なお人柄は監査委員として適任な方と確信をいたしております。

なお、選任につきましては、平成28年4月1日付で行いたいと考えております。ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
直ちに採決いたします。

日程第3、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長【関田貢】 日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法施行令等が改正されたことに伴い、監査委員
や審査会委員等の非常勤の職員の公務災害補償等につきまして、政令等の改正

内容との均衡を図るため、改正するものでございます。

改正の主な内容でございますが、条例に基づく補償と同一の事由により、他の法令に基づく給付が支給される場合における、当該補償の額の調整に関する規定につきまして、地方公務員災害補償法施行令等と同様の規定の整備を行うものでございます。なお、この条例改正による制度そのものの変更はございません。

施行期日につきましては、公布の日からとし、昨年10月1日からの適用を予定いたしております。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○5番【尾崎利一】 この改正の当組合における影響があれば教えてください。

○総務課長【藤野信一】 この条例の改正による影響でございますが、現在のところ、影響はございません。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

議案第2号「小平・村山・大和衛生組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方

の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決
定いたしました。

日程第5 議案第3号 平成27年度小平・村山・大和衛生 組合一般会計補正予算（第2号）

○議長【関田貢】 日程第5、議案第3号「平成27年度小平・村山・大和衛
生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号につきまして、説
明を申し上げます。

本案は、平成27年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算
の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,841万円を減額し、歳入歳出
予算の総額を、それぞれ16億1,906万2,000円とするものでございま
す。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、繰入
金及び諸収入を減額し、財産収入を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費及び塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りま
すよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 平成27年度一般会計補正予算（第2号）につしま
して、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,841万円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億1,906万2,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして説明いたします。

3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金でございます。3市共同資源物処理施設整備実施計画策定業務委託、発注支援業務委託及び不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託の契約の確定に伴い、循環型社会形成推進交付金を減額するものでございます。

4款、財産収入、1項1目、利子及び配当金でございます。基金の運用益が予算額を上回ったことなどにより増額するものでございます。

次に、5款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は、主に後ほど説明いたします歳出の減に伴い減額するものでございます。

次に、7款、諸収入でございます。2項1目、雑入は、主に鉄くずなどの金属類の資源化において、売り払い価格が当初見込んでいた価格を下回ったことなどによる減額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。

2款、総務費、1項1目、一般管理費のうち2節、給料及び4節、共済費は、職員の異動及び退職等による変動分を精査したことに伴うものでございます。

13節、委託料でございます。健康診断等委託は、2次健診受診者の減により、施設等維持管理委託は、契約差金が生じたことなどにより減額するものでございます。

2目、財産管理費、11節、需用費及び18節、備品購入費は、フォークリ

フトの買いかえにより減額するものでございます。25節、積立金でございます。職員退職手当基金は、積み立ての基礎となる給料総額の減による減額、財政調整基金及び施設整備基金は、運用益の増による増額でございます。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。1項2目、塵芥処理維持管理費でございます。

11節、需用費では、消耗品費のうち薬品油脂類で、主に焼却灰の処理に使用するキレート剤及び尿素の使用量がふえたこと、燃料費は、焼却施設の運転計画の変更によりガス使用量が減ったこと、光熱水費は、主に電気料金の燃料調整費が減ったことなどにより、節全体としては減額するものでございます。

12節、役務費は、東京たま広域資源循環組合へのデータ通信料を、見込みより低い価格で契約できたことによる減額でございます。

13節、委託料、16節、原材料費及び18節、備品購入費につきましては、主に契約差金が生じたことによる減額でございます。

27節、公課費は、前年度の排ガス中の硫黄酸化物の量及び今年度の単価が見込みより低かったことによる減額でございます。

2項1目、塵芥処理場建設費、13節、委託料は、契約差金が生じたことによる減額でございます。

次の8ページにつきましては、給与費明細書でございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。

○議長【関田貢】 説明が終わりました。質疑に入ります。

○12番【比留間朝幸】 歳入予算補正、4ページの7、諸収入の雑入の面につきまして、質問をさせていただきます。

これによりますと、アルミ売り払いなどとなっておりますけれども、これがマイナスになっている具体的な内容のご説明をお願いいたします。

○業務課長【小暮与志夫】 雑入がマイナスになっているということですから

ども、金属類の取り引きの市況がここで下がっております。組合では半期ごとに契約をしておりますけれども、今年度に入りまして、前期の契約が、特に金属類、鉄のものですけれども、やや単価が下がりました。後期の契約におきましては、かなり単価の下落が進みまして、当初見込みから考えますと2分の1から4分の1程度に単価が下がっているという状況です。

それと、あわせまして資源化量が減っております。これに関しましては、市の分別収集の変更や有料化等によりまして、市民への資源化の徹底がさらに進んだということが考えられます。これによりまして、組合から資源化をする鉄分の量が減っているということがあります。この両方から考えまして、雑入の減となっている状況でございます。

○12番【比留間朝幸】 確認というような意味もあるんですが、今の説明で鉄の市況が下がっているということで、再度お聞きしますが、半年ごとだということでもよろしいのでしょうか。

○業務課長【小暮与志夫】 組合の契約は、半年ごとに契約をしております。過去3年程度を見ますと、多少の増減はありますが、ほぼ一定の水準で来ておりましたけれども、今年度に入りまして急激に鉄の市況は下がっているという状況でございます。

○12番【比留間朝幸】 わかりました。以上です。

○4番【幸田昌之】 それでは、1点お伺いしたいと思います。予算表の6ページ、塵芥処理費の維持管理費のところ、今回マイナス補正になっております。今のご説明の中で、光熱水費、電気料金が約1,600万円ぐらいマイナスになっておりますが、先ほど燃料の調整とかという話がありましたけど、これについてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○業務課長【小暮与志夫】 光熱水費のうち電気料金を今回、減額補正をさせていただきます。電気料金の計算の中で燃料調整費という項目がございます。

ます。これは、原油の輸入の価格や、為替によっても多少変わってしまいますけれども、これを3カ月ごとに見直しをしております、その都度、燃料調整費という形で、1キロワットアワー当たりの単価で加算されてくるという状況でございますが、予算編成時におきましては、プラスの燃料調整費になっておりましたけれども、徐々に燃料調整費が下がってきまして、一番低いときはマイナス側に振れていることがあります。

組合の年間の電力使用量が700万キロワットアワー超になりますので、これにその単価がかかってきますので、大幅な価格の上下があるというような状況でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

日程第5、議案第3号「平成27年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 6 議案第 4 号 平成 28 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第 7 議案第 5 号 平成 28 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【関田貢】 日程第 6、議案第 4 号「平成 28 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」及び日程第 7、議案第 5 号「平成 28 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上 2 件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 4 号及び議案第 5 号につきましては、関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、効率的で安定したごみ処理事業の運営を図ってまいります。

また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

平成 28 年度の予算総額は 17 億 1,000 万円でございます。分担金につきましては、平成 27 年度と比較いたしまして、5,000 万円多い 15 億円のご負担をお願いするものでございます。

また、不燃・粗大ごみ処理施設発注支援業務委託をはじめ、合計 5 件の債務負担行為を設定するものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明をいたしますので、よろしくご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、平成 28 年度一般会計予算の内容に沿い

まして説明いたします。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。

事業の実施に当たりましては、(1)組合事業の基本事項でございますとおり、引き続き関係法令を遵守し、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき、ごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。また、あらゆる機会を通じて、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)平成28年度主要工事等でございますが、定期的な補修工事に加え、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、新ごみ焼却施設に係る施設整備関係業務委託及び3市共同資源物処理施設整備工事などを予定しております。

次に、2ページをごらんください。組織市3市で予測した衛生組合へのごみ搬入量でございます。平成28年度は可燃ごみが計6万2,998トン、不燃ごみが計8,054トン、合計で7万1,052トンを見込んでおります。前年度の当初予算時と比べ、669トン少なくなっております。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の平成28年度の算出資料でございます。分担金は、運営経費分と施設整備基金分を合計し、10億円をお願いする予定でございます。平成27年度と比較すると5,000万円の増となっております。

それでは、予算書に沿いまして内容を説明いたします。予算書の表紙をおめくりください。

議案第5号の第1条に記載のとおり、平成28年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ17億1,000万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして6,000万円の増額でございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為でございます。不燃・粗大ごみ処理施設発注仕様書作成業務委託ほか合計で5件の債務負担行為を設定するものでございます。

右のページをごらんください。第3表、地方債でございます。3市共同資源物処理施設整備事業で借入れを予定してございます。

ページを5枚ほどおめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。

1款、分担金及び負担金でございます。分担金につきましては、均等割10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度当初予算と比較し、5,000万円の増額となっております。

2款、使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づき、電柱及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による土地の使用料でございます。

3款、国庫支出金でございます。3市共同資源物処理施設整備工事等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4款、財産収入は、基金に対する運用益の見込み額を計上いたしました。

5款、繰入金でございます。財政調整基金からの繰り入れは、前年度当初予算と比較し、5,641万5,000円の減額となっております。

6款、繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7款、諸収入でございます。1項1目、組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。2項1目、雑入は、アルミなどの金属類の売り払いを見込んでおります。

8款、組合債でございます。3市共同資源物処理施設整備工事に係る起債でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。

1 款、議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、共済費には東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負担金を計上してございます。

2 款、総務費でございます。1 項 1 目、一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。1 節、報酬は、公務災害補償等審査会及び情報公開審査会の委員に対する報酬でございます。2 節、給料は、特別職 4 人、一般職 19 人の給料でございます。3 節、職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。4 節、共済費は、東京都市町村職員共済組合の負担金等でございます。8 節、報償費には、研修会講師謝礼、功労者表彰の記念費代を計上いたしました。9 節、旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。10 節、交際費は、昨年度と同額でございます。

次に、8 ページ、9 ページでございます。11 節、需用費は、事務事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。12 節、役務費は、インターネット使用料、筆耕料及び施設見学時の傷害保険料でございます。13 節、委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。14 節、使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。15 節、工事請負費は、エレベーターの改修工事でございます。19 節、負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修会などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

次に、2 目、財産管理費でございます。次の 10 ページ、11 ページにまたがりませんが、11 節、需用費は、車両の燃料費及び各種設備や車両等の修繕料などでございます。12 節、役務費は、郵便料、電話料、建物総合損害保険料

などがございます。14節、使用料及び賃借料は、小平市から借りております土地の借上料及び財務会計システム借上料が主な内容でございます。25節、積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき組合固有職員給料の4%相当分を、財政調整基金は、平成27年度歳計剰余金見込み額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては、1億5,300万円をそれぞれの基金の運用益と合わせ積み立てをいたします。27節、公課費、自動車重量税でございます。

3目、公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目、監査委員費には、監査委員の報酬及び所要の経費を計上いたしました。

3項1目、余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理運営に要する費用でございます。8節、報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。11節、需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などがございます。

次に、12ページ、13ページでございます。12節、役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。13節、委託料は、施設の管理や警備及び水質検査並びにPR用の足湯手拭い作成に要する委託料でございます。14節、使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。

1項1目、塵芥処理総務費、9節、旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。12節、役務費は、東京都公害防止管理者登録手数料でございます。14節、使用料及び賃借料は、資源物の売却先立ち入り検査等に係る有料道路通行料でございます。19節、負担金、補助及び交付金は、研修会、講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っ

ております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。

2目、塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

11節、需用費でございます。14ページ、15ページにかけてごらんください。需用費は、修繕料、薬品油脂類の減などの理由により、前年度に比べ減額となっております。なお、修繕料につきましては、平成24年度から26年度までの決算額の平均額をもとに積算しております。

12節、役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料及びごみクレーン2基の法定検査料でございます。

13節、委託料でございます。参考資料の12ページから14ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などの委託、施設等維持管理委託は、焼却施設などのプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、3号ごみ焼却施設躯体調査などの調査、設計業務の委託、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

予算書に戻りまして、14ページ、15ページの15節、工事請負費でございます。参考資料の14ページに詳細を記載してございます。

焼却施設では、燃焼設備の定期補修のほか、3号炉反応塔取替工事、5号炉ガス冷却室補修工事などがございます。粗大ごみ処理施設では、供給フィーダ等補修工事がございます。その他共通工事では、無停電電源装置電池取替工事のほか、緊急性を要する故障が発生した際に、迅速な対応を行えるよう所要の経費を計上いたしました。

また予算書に戻りまして、14ページ、15ページ下段、16節、原材料費でございます。焼却炉のストーカ部品及び粗大ごみ処理施設の破砕機の部品などを購入するものでございます。18節、備品購入費は、資材運搬用のボックス

スパレット、作業環境向上用のミストファンを購入するものでございます。

27節、公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

2項1目、塵芥処理場建設費でございます。8節、報償費は、勉強会における講師及び手話通訳者への謝礼でございます。9節、旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。11節、需用費は、事業用消耗品及び3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会お茶代等でございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。12節、役務費は、施設見学会の傷害保険料でございます。13節、委託料は、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の皆様へ配付するための広報紙作成業務委託のほか、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設整備に係る各種調査支援及び設計などの委託でございます。

13節の委託料でございますが、3市共同資源物処理施設生活環境影響調査（現況調査）は、平成27年度において実施した春夏秋冬の四季調査をまとめるものでございます。3市共同資源物処理施設発注支援業務委託も2年目となります。見積設計図書の技術評価を行い、発注仕様書の作成を行うものでございます。3市共同資源物処理施設生活環境影響調査は、さきにご説明いたしました現況調査の結果を活用し、施設稼働後の環境影響について、測定、評価を行うものでございます。不燃・粗大ごみ処理施設発注支援業務委託は、平成28、29年度の2カ年事業で、施設建設に必要な発注仕様書等を作成するための費用でございます。不燃・粗大ごみ処理施設生活環境影響調査は、平成28年度、29年度の2カ年事業で、国の示す指針に基づいて、施設稼働後の環境影響について予測評価を行うものでございます。ごみ焼却施設整備基本計画策定業務は、平成28年度、平成29年度の2カ年事業で、地質調査などの事前調査を含め施設の整備内容や必要な条件など、整備に向けた基本的な事項を定めるも

のでございます。

14節、使用料及び賃借料は、3市共同資源化事業施設見学会のバス借上料でございます。15節、工事請負費は、平成31年度から稼働を目指す3市共同資源物処理施設整備工事でございます。平成28年度から平成30年度までの3カ年計画で、平成28年度は工事に係る実施計画を行うものでございます。19節、負担金、補助及び交付金は、不燃・粗大ごみ処理施設の東側でございます小平市道第A-3号線を整備するに当たり、設計業務を小平市へ依頼するための負担金でございます。

4款、公債費でございます。1項1目、元金は、平成18年度の部分更新施設整備工事に伴う起債の元金の償還でございます。

2項、利子につきましては、起債の利子の償還でございます。

5款、予備費につきましては、2,162万9,000円を計上いたしました。

18ページから23ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

24ページ、25ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

26ページは、地方債の現在高、現在高見込み額など地方債に関する調書でございます。

以上が平成28年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた平成28年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○12番【比留間朝幸】 歳出8ページ、15番工事請負費の400万円、改修等工事の内容につきまして、ご説明をお願いいたします。

○総務課長【藤野信一】 工事請負費400万円、改修等工事ということで、エレベーターの改修工事を予定しております。4・5号炉に設置してあります

エレベーターでございます。4・5号炉が竣工したのは昭和61年でございますが、それ以来ずっと運行してまいりましたが、エレベーターの耐用年数は17年と言われております。既にこの4・5号炉も竣工して30年たっております。既に同一機種のエレベーターの製造は中止をしておりますが、これまでずっとメンテナンス契約をしておりましたが、メーカーのほうから、部品の供給が難しくなったということがございまして、28年度末でメンテナンス契約を打ち切りたいというようなことがございましたので、エレベーターが運行できなくなることが予想されますので、ここで改修工事をしたいと考えてございます。

今回の改修工事でございますが、モーターや制御盤、そういったものの部品の交換でございまして、エレベーター本体等とか、そういった主なものは、そのまま既設品を使用する予定でございます。

○12番【比留間朝幸】 わかりました。ということは、期限的におきましても、エレベーター会社は、もうメンテナンスの契約はできないと言っているという理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 これまでは、保守部品の供給期限はすでに経過していましたが、部品をメーカーのほうで調達しまして、メンテナンス契約をしてみましたけれども、もうこれ以上は無理ということで、メーカーのほうから、28年度で打ち切りたいということですので、その先も運行することが予定されておりますので、ここで改修工事を実施させていただくということでございます。

○12番【比留間朝幸】 わかりました。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

○3番【平野ひろみ】 3点伺います。1点目は、ちょっと聞き逃したかもしれないですが、8、9ページの使用料及び賃借料のところ、事務機器の借上

料の内容について、済みません、もう一度お願いいたします。

それから、14、15ページ、委託料のところですけども、前年は、測定等委託のところ、集じん灰の重金属の溶出調査が入っていたんですけども、これが28年度には入っていないので、その辺のご説明をお願いできればと思います。

それから、次のページ、16、17ページで、調査・計画策定等委託のところ、3市共同資源物処理施設の現況調査の業務委託と、その後、結果を活用して生活環境影響調査業務委託ということで入っているんですけども、これについてもうちちょっと詳しくお伺いできればと思います。

以上3点です。

○業務課長【小暮与志夫】 それでは、まず2点目、15ページの委託料の調査設計業務の中に、去年は集じん灰の薬品溶出調査があったけれども、28年度に関してはないということについて、お答えさせていただきます。

この調査は、集じん灰から重金属の溶出を抑えるために、キレート剤を入れて集じん灰の安定剤として使用するんですけども、薬品メーカーが幾つかあって、種類がありますので、組合の集じん灰の重金属の溶出を抑えられる薬品について調査をするということですので、1回の調査でマッチングの確認ができますので、今年度につきましては、この調査は行わないということでございます。実際に発生する飛灰の溶出量調査は、環境計量業務委託の中で定期的に行っております。27年度に予算をとらせていただいたのは、あくまでも薬品と飛灰のマッチングテストを行うということでございます。

○総務課長【藤野信一】 9ページの使用料及び賃借料の事務機器借上料の内容でございますが、コピー機、プリンター、パソコンが予算の内容となっております。

○計画課長【木村西】 予算書17ページの調査・計画策定等委託のところの

3市共同資源物処理施設生活環境影響調査（現況調査）と、その2つ下の生活環境影響調査業務委託の内容でございます。

現況調査につきましては、環境影響に不安があります住民の要望等を考慮いたしまして、本来の調査とは別に、平成26年度から28年度までの3カ年計画で調査をするものでございます。27年度につきましては、春夏秋冬四季調査を実施いたしまして、28年度にこれをまとめることとなっております。

また、新たに計上いたします生活環境影響調査につきましては、本来の調査でございまして、施設稼働後の環境影響について予測評価を行うものでございます。この予測評価に当たりましては、現況調査の結果を活用するものでございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○7番【中野志乃夫】 予算書でいうと16ページの工事請負費も関連しますが、今回、債務負担行為でも見られるように、3市共同資源物処理施設に関して、具体的に着手する内容になっておりますけれども、いつの時点で住民合意が得られて、こういう形になったのでしょうか。

○計画課長【木村西】 資源物処理施設の建設につきましては、平成25年8月に3市市長、それから組合管理者が出席をした会議で、事業の推進につきましては表明をさせていただいているところでございます。

また、住民の理解についてでございますけれども、現在、周辺住民との協議の場といたしまして協議会を設置しているところでございます。構成は、施設から800メートルの範囲といたしまして、対象といたしますと44団体の自治会、またマンション管理組合となっております。現在、このうち参加団体は20団体で、不参加団体が24団体となっている状況でございます。

このような施設では、建設についての理解を全ての住民から得るといようなことは難しいと考えておりますが、参加いただいている団体の方にとっては、

建設に対して不安、また反対の意見をお持ちの方が多というふうには考えております。そういう中にはありますけれども、協議会では強い反対の意見もありますが、必要な施設であれば、いい施設を建てようという意見、また、建ててもいいんじゃないかというような意見もあるところでございます。

それから、反対意見もあり、それから、建てるならいい施設という意見に分かれている状況ですけれども、対象団体のうち参加をしていない団体では、賛成や、あるいは反対はしないという意見もあるところでございます。引き続き、反対の方に対しても丁寧な説明をして、理解を深めていくよう努めていきたいと考えております。

○7番【中野志乃夫】 逆にお聞きしたいのは、今の説明ではどういう判断なんですか。つまり、もともと3市長さんの合意の内容、住民の合意を得られているというのは、どこかで正式に合意を得られたという、決定を受けてから始めると私は認識しているわけですが、今の話ですと、どうなっているんですか、それは。つまり、そもそも3市の市長の住民との共同合意というのは、生きているということですよ、今の説明ですと。そのために鋭意努力していると。まだその進行過程ということじゃないんですか。違うんですか。

○計画課長【木村西】 事務の合意というところでございますが、4団体で確認書を交わしまして、この事業は推進をしております。現在は25年11月の確認書に基づきまして事業を推進しているところでございますが、先ほどの住民の理解という部分につきましては、その前の25年1月の確認書の中に記載はございます。その当時、その確認書に基づきまして説明会などを行ったところですが、その結果としては、住民の理解が得られたとは言いがたいという報告をしたところでございますが、その後、それをもって事業をやめるということは、3市全体の安定した廃棄物の処理に支障がありますので、この施設については必要不可欠な施設であるというふうに位置づけをしまして、新

たに11月に確認書を交わしたものでございます。現在は、その確認書に基づいて事業を進めているところでございます。

○7番【中野志乃夫】 全く納得できないんですけれども、そうすると、27年11月の確認で、つまり、それ以前の3市市長の住民の合意を得てというのが変わったという認識をして、今、そういう言い方をしたのか、一方で、この間一貫して住民の合意を得るために努力していますと。そのためにいろいろなことをやって、協議会を設けてやっているという話と矛盾するんじゃないですか。つまり、いつの時点で本当に住民の合意が得られるようになったのか、はっきりしていただかなければ、当然、住民だって納得できない話ですよ、当たり前ですけれども。もともとそういった合意を得るために協議会もつくって、説明もして、いろいろやってきている段階で、どこかの段階で皆さんが、これだったら納得できましたと、そういう話が出てきてこの予算がつくならわかるんですけれども、まだ協議中ですよ。やっていますと。だけど、必要性がありますと。矛盾していませんか。これ、管理者にお聞きします。どうなっているんですか。

○管理者【小林正則】 似たような答弁は私、何度もしておりますけれども、基本的な原則は、これは、公共施設は全てですよ、ここだけの話じゃないですよ。公共施設をつくるときは、周辺の皆さんの理解や合意というのは、このごろは当たり前ですから。ただ、それを契約によって交わして合意とするのか、我々は誠意を持って話をし続けながら、場合によっては稼働しながら、あるいは公民館や図書館なんかの場合は利用者に利用していただきながら、また常に理解してもらおうとか、小平市でも公民館、図書館、合築をしてやりましたけれども、ものすごい批判もありますよ。批判があるからといって、じゃあ、合築をとめるのかということになれば、逆に進めてほしいという意見もあるんです。反対もありますし、賛成もあります。

その中で、我々は、武蔵村山、東大和、小平市、多くの市民の皆さんの公共的な福祉に浴する、とりわけ、待ったなしで現実に向き合わなければいけないごみ処理、焼却や中間処理、あるいは不燃・粗大、こういったものは、いつまでも話し合いをして、全員の合意をとってからでないと動けないみたいな、こういった状況であれば、こういった施設は動かないわけですよ。

だから、今置かれているいろいろな制約、例えば焼却施設ももう更新時期を迎えておりますし、不燃・粗大は、施設が老朽化したため、時折爆発事故が起きているわけですよ。あるいは今、中間処理でも、焼却と不燃・粗大と、それから、容器包装とペットボトル、この三つの事業が一体的に動いていかないと、国のほうの交付金もそれを前提にして受けることになっているわけです。

ですから、こういうことを進めながら、現実的にやっぱり進めながら、引き続き市民の皆さんには誠意を持って、この間、私も何度か出させてもらいました。相変わらず非常に厳しい意見もありますし、一方で、私はそんなに出てないので変化がわかるんですよ。やっぱり少し変わってきているなという感じがする。絶対反対から、その必要性については、おおむねそういう方向であれば、賛成はできないけど、あえて反対もしないといったような意見も少しずつ出てきているというのは、肌を感じております。

ですから、理解をすれば賛成に回ってくれる方がこれからふえてくるし、また我々は、事業を具体的に設計したり、いろいろ見積もりをとったり、具体的な作業を進めながら、理解を引き続き得ていくということでもありますので、中野議員は、多分、書面で名前を書いてはんこを押して、正式な合意をもらうまでやるなという話なんだろうと思うんですけども、そういうことは現実的ではないんですね。それは理想論としてはあるのかもしれませんが、既にやっている中島町でさえも、まだ反対はあるわけですよ。何十年もやっているんですよ。でも、努力はしているし、「えんとつフェスティバル」をやって、地域の皆

さんに少しでも理解してもらおうと思ってやっているわけですよ。

ですから、そういう意味で、我々としては、おおむね、おおむねですね、この事業は3市長が市民を代表しているわけですから、この3市長が腹をくくって、この事業は進めようということで合意をしているわけでありますので、その前提に立って、我々は、引き続き、市民の皆さんには理解をしてもらうように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○7番【中野志乃夫】 今の小林管理者の発言は、いろいろな問題がごっちゃになっているので、ちょっと整理をさせていただきますけれども、まず今問題になっているのは3市共同資源化施設に関してでありまして、この間、私は、何度かこの場でも、これをつくらなければ、実際に焼却施設はつukれないのかと。実際、それだけの重大な影響があるなら、コスト比較なり、そういったどれだけ影響があるのか示してほしいと言ったけれども、それも出てこない。

逆に、国に関しても、私も環境省とか都庁とか、いろいろ行って相談してきましたけれども、焼却施設をつくる上においては、基本的に交付金も出る。そういうことで進められる事業であって、この問題と別個に進めるべきだと私は思っています。一貫して。つまり、3市共同資源化施設をつくらないと焼却施設もつukれないみたいな、ちょっとおかしな論議が随分多いんですよ。実際そうじゃないでしょう。それとは別個に置いておいても、私がどう計算しても、ほとんど影響はないんですから。3市共同でこれをつくったことによって、じゃあ、焼却の規模が小さくなるか、縮減されるかという、数値も出されていないから、私のほうでいろいろ計算しても、ほとんど影響がない。そんな段階で、それをつくらなければ焼却施設もつukれないみたいなのは、ちょっと私は、論理のすりかえだと思っています。

ですから、今問題となっているのは、3市共同資源化施設そのものは、コスト的に見ても本当に有効なのか、焼却炉には確かに100億円以上のお金がか

かるし、それに比べれば、小さいといっても20億円ぐらいはかかっちゃうわけでしょう。それを負担する意味が本当にあるのか。これから100億円以上のお金もかかるのに、それ以前に、本当に必要性があるものを今つくろうとしているのか、いや、今の民間委託の形でも十分やっていけるんじゃないかと、そのコスト比較を出した上でないと、住民も納得できないと。

一方で、焼却炉は焼却炉の後、粗大ごみの処理施設も進めていっても問題ない話だと思っているんですよ。だから、この間、そのことはどうなっているかと聞いているわけです。

そして、先ほどの話で住民合意も、小平市さんのやり方というか、私はよくわからないので、そういうやり方なのかもしれないですけども、じゃあ、なぜ、そもそも住民合意がなくてはつきりませんと、そういう言い方をしたのか、つまり、あれは単に安心させるためだったわけじゃないんでしょう。一応本気に何とか住民合意をしようとして努力していたんじゃないですか。だからこそ、本調査じゃなくて、事前の環境調査をやって、お金もかけて、住民を説得するために予算をつけてやってきているのだと私も理解しているから、そういう点については納得していたんですけど、ちょっと今の話だと、話がそっちの問題とすりかえられているとしか思えないんです。

つまり、私は何度も言っているように、3市の住民に本当に理解していただくなら、ちゃんとそういった検討資料を出して、これだから必要ですというのをいせば、私は、私も納得できれば住民を説得しますよ。だけど、その資料も出てこない。あと住民合意もあるからね。それを無視したら、かえって相当ややこしい問題になって、それこそ住民訴訟だとか何だとか大きい問題になっちゃうから、それは避けたいんですよ。

だから、私は、こういう形で、今の論理で進めちゃうのは得策ではないという判断から質疑させてもらっています。その点、どうでしょう。

○事務局長【村上哲弥】 まず、焼却施設は資源化施設の整備を置いておいても可能ではないかというお話だと思います。ごみ処理施設については、整備するに当たりまして一番大切なのは、ごみ量、どのぐらい量を見込むのか、またどういごみ質なのか、これが非常に大切になってまいります。それによって施設の規模も決まってまいりますし、環境に対する施設も決まってまいります。ですから、やはりその上流側である資源化施設、あるいは不燃・粗大ごみ処理施設、この計画・整備がどうしても必要になってまいります。ですから、単独にこの資源化施設の計画を置いておいて焼却施設だけ、あるいは粗大ごみ処理施設だけ更新すればいいじゃないかということは、私どもとしては考えておりません。

○7番【中野志乃夫】 しつこくて申しわけないんですけど、その上流、下流のことも、これ、うちだけでしょう、そういうことを言っているのは。ほかのこういった施設でそういう発想で計画を立てていますか。私も何度も一緒に視察に行かせてもらっています。そういった発想で事業計画を立てたところは見ただことありませんよ。当市独自なんでしょう、それは。おかしいんじゃないですか、その発想自身が。

○事務局長【村上哲弥】 3市の中におきまして、今の現状を言いますと、各市の資源物処理施設は全て老朽化、あるいは民間委託ということでも、ちょっと状況的に不安定である、そういう問題を抱えております。粗大ごみ処理施設は旧式で、また非常に古い。焼却施設については、全国でも本当に上位に入るような古い施設である。そういうふうに三つの主なごみ処理施設が、この時期において更新が必要になったと。その状況では、やはり上流から整備するのが普通であると思います。

ただ、たまたま資源化施設が既に何年か前に更新が行われている、あるいは焼却施設はもっと先でいいと、そういう各市各団体の事情によっては、それは

単独に焼却施設だけの整備計画が立つ場合もあると思います。ただ、私どもの今の3市組合の中では、この三つの施設を10年以内にどうしても更新する必要があるという条件の中では、やはり上流側から整備する必要があると考えております。

○7番【中野志乃夫】 申しわけないですけど、とにかく、そこまで上流でどうしてもというのなら、やっぱり数値を出すべきだと思うんです。つまり、それをつくらなければ、焼却炉の規模も変わるという言い方ですよ、今の発言は。そうすると、私は、どう見ても、規模には全然影響がないようにしか思えないんですよ。これをちゃんと説得できる、簡単な資料でもいいですから、出していただかないと住民も納得できないんじゃないですか。

再度繰り返しますが、今の話は、とにかく具体的な数値も出されない中で、3市共同の資源物化施設をつくらなければ、ごみがもう処理し切れないと。そこでやることによって、焼却の規模もこれだけ縮小できますという数値があれば、私に本当に見せてほしい。それで住民を説得しますよ、出していただければ。何で出さないんですか。

○参事【片山敬】 今、243トンを中心に焼却施設は整備していこうという形で数字はお示ししていると思います。その数字の根拠となるのは、もちろん減量施策が先にあり、3市共同資源物処理施設による資源化がありということの前提で243トンというのが出ております。

トン数的には1,000トンから2,000トンの間というような規模の違いだという意見もいただいているところですが、比重が非常に軽いと。ほかのごみと比べて、プラスチックは特徴があります。比重が非常に軽いということ、それから、発熱量が非常に高いという状況から、焼却炉をつくるに当たっては、貯留ピットなどの受け入れ供給設備、それから、集じん機、送風機などの排ガスの処理設備、もちろん発電設備も影響いたしますけれども、この容

量や機能に大きく影響いたします。ですから、この資源物処理をどのようにしていくか、確実にしていくかということが焼却炉の具体化のための条件になると、このように考えております。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○5番【尾崎利一】 ほかのことを伺おうと思っていたんですけど、今ちょっとやりとりがあったので、17ページの3市共同資源物処理施設のところを若干伺います。

この間、寝屋川市に行ってきたんですけども、寝屋川では、寝屋川市のほかの合計4市でリサイクル施設をつくってやっているわけです。平成30年4月から運転するというので、焼却施設の更新を進めているんです。この更新に当たって、サーマルリサイクルも念頭に、プラスチック類のマテリアルリサイクルを現状やっているものについて、どうするかという調査、研究、検討を行っているということでした。

ですから、焼却施設の計画はどんどん進んで、30年4月から動き出すという現段階で、そういうことが可能だということで実際には進めている。まあ、どうなるか結論はわからないわけですけども、進めているところもあるので、これは絶対だということではないというふうには考えます。

それから、寝屋川は、寝屋川病ということで1,000名規模の健康被害があるということで、大きく注目もされているところですけども、そこでも市街化調整区域で、周囲数百メートルのところには住宅はないところですよ。ですけども、今度の桜が丘の地域は、隣が特養ホーム、裏が森永の社宅、五、六十メートル離れるとマンションがあるという状況なので、状況は大きく違うというふうに感じます。そういう点では、かなり丁寧な対応が必要になると思うわけですけども、この点での認識を伺います。

それから、参考資料の6ページに、分担金の推移というふうに出ているんで

すけれども、これを見ると平成23年度から総額は結構大きく動いているんですよね。それで、1点は、27年度から28年度で5,000万円分担金がふえることになった理由が一つ。

それから、分担金の考え方として、たしか分担金が減り始めた経緯というのは、ちょっと私の記憶なので間違いがあれば訂正していただきたいんですけれども、財政調整基金が一定額たまつたと。それで、財政調整基金という本来の役割からいって、あんまりそこでため込むというのも適當ではないということで分担金を減らしてきた。しかし、また単年度の事業費がふえてきて、またちょっと分担金がふえてきたという経緯なのかなと思うんですけれども、この分担金は、あくまで単年度、単年度の事業を賄うためのものという考え方でいいのかということがもう一つ。

それから、それと関連して、予算書の26ページのところで普通債の調書がありますけれども、28年度にこれまでであった借入金については全額返済が終わるということですが、今回、6,080万円の起債を行って、今お話があったように、今後さまざまな施設を整備するということで、起債もふえてくると思います。そういうこととの関係で、28年度は15億円ということですが、今後の組合運営にかかわる分担金の推移の見込み、例えば当座5年間ぐらいはどのように推移することになるというような、やはり一定の見込みがあると思うんです。なければ施設整備できないと思うので、そこら辺についての認識を伺います。

○参事【片山敬】 1点目の丁寧な対応というご質問だと思いますけれども、背景には、同じような住宅密集地にこのような施設が、全国的に見てないではないかという住民の皆さんのご意見があったわけでございまして、それに対して、私どもでは、今見つからないというような回答をしているところですが、実はこういう施設、ペットボトルと容リプラだけをやっている施設につ

いては、なかなかないんですが、それに瓶、缶を加えてやっているとか、焼却場に併設されているとか、こういう施設については住宅に近接するところもございませう。そういう意味では、決して特異な例ではないというふうを考えています。

もともと、ごみと違いまして、家庭で使われる飲料や、それから食べるものを中心に包装されたきれいな包装物を集めて、焼却のような化学処理をすることなく、物理的な処理で圧縮して梱包するという作業でございますので、一般的には焼却施設など化学処理する施設に比べると環境負荷は少ないというふうを考えておきまして、焼却施設についても、杉並の例なんかは昭和40年代からありますけれども、ああいうふうに住宅地近傍に建っているわけでございますので、そういう意味では決して特殊な例ではないと思ひます。

今後、協議会の意見も大分煮詰まってきたかなという印象を受けておきまして、膝を突き合わせて、不安の解消に向けて丁寧な対応をしていきたいというふうを考えてございませう。

○総務課長【藤野信一】 分担金が28年度は5,000万円ふえていますが、予算自体が6,000万円ほど総額としてはふえておきませう。その中で、組合の歳入の主なものは分担金でございますが、今年度は整備計画、施設建設事業がございませうので、補助金及び起債がございませう。一般財源は分担金が主でございませう。もう一つ、繰入金というのが、財政調整基金がございませうが、その繰入金の額、今回は6,000万円入れておきませうけれども、財政調整基金は単年度で全部使い切るわけにはいきませう。次年度以降の分担金の財源調整という役目もございませうので、それを考えますと、今回6,000万円を出しましたけど、それ以上はなかなか出せなかったというような状況でございませう。その分、分担金に若干はね返ったというような事情がございませう。

それから、財政調整基金はこれまで歳入超過分を積み立てたことによつて増

額してまいりましたが、これは分担金の調整財源ということで取り崩しを行ってまいりました。今後もそういった将来に向かっての考え方は変わってはおりません。

今後の分担金でございますが、起債が28年度でひとまず区切りがつきまして、新たに6,080万円借りますが、施設整備に伴いましてさらに起債で借りることがまた考えられます。その分、当然、一般財源で返していかなければなりませんので、その部分は分担金にはね返る、そういうことは考えられます。

あと、施設整備に伴いまして起債、補助金がございますので、この差額分につきましては、やはり分担金である程度は考えていきたいと思いますが、それも施設整備基金がございますので、施設整備基金を取り崩しまして、対応してまいりたいと考えております。

〇5番【尾崎利一】 丁寧な対応はしていきたいということですので、その前段はいろいろ異論もありますけれども、丁寧な対応は必要だと私も考えます。

それから、今の分担金のところで、答弁はありませんでしたけれども、基本的には、その年度、年度の事業に必要なものを分担金として各市で負担するというところからこそ、こういう年度ごとに12億7,000万円から15億円という波が出るわけですね。

そうすると、今の答弁でもよくわからないのは、ここへ来て二つの施設を更新し、一つを新設していくという事業をやっていくわけです。各市も幾らでもお金を出せるという状況ではないわけですから、一定のそこら辺の分担金の見込みがあって事業化されると思うんですが、そこら辺の総体としての事業計画、計画と言うと、まだそういう計画はありませんという話になるかもしれないけれども、一定のやはり見込みが3市間であって、どれぐらい分担できるということもあって、こういう事業へ進んでいく。いよいよもう着手ということになるわけですから、29年度以降、当座はこうなるけれども、その後こうなると

かという一定の概要的なものでも示せるものが当然あるんじゃないかと思うんですが、その点について伺います。

○総務課長【藤野信一】 今後の見込みでございますが、組合としては、経常的な経費以外に、先ほどもありましたけれども、三つの施設をこれからつくっていくわけでございますので、当然、そういったものの維持管理というものが出てまいります。それから、もちろん起債を借りますと、それに係る経費も出てまいります。今のところ、3市共同資源物処理施設の実施計画が明らかになっておりますけど、今後、焼却施設の実施計画が明らかになりますと、総体的な金額が出てまいりますので、その中で起債の金額、そういったものが試算できるのではないかと考えております。実際の数字が出てまいりませんと、試算と申しましても実際の数値と大きく乖離する可能性がありますので、その辺は慎重に進めてまいりたいと思います。

○8番【中間建二】 先ほど来、東大和の議員のほうで質疑させていただいてますけれども、先ほど中野議員の質疑の中でもありましたように、東大和市議会では、一貫して何が何でもつくるなということではなくて、やるのであればきちっと説明責任を果たしてもらいたい、また地域住民の合意を得てもらいたい、そのためには、きちっとしたコスト比較が必要でしょうということを平成22年の段階から言ってきていますし、議会決議をこの組合のほうへ、あえて東大和市議会の意思として、きちっとそこの説明責任を果たしてもらいたいというような意思表示をさせていただいているわけです。

平成22年からですから、5年、6年、ずっとこのことを言い続けて、昨年の10月のこの組合議会の中でも、じゃあ、この間、組合でどのようなコスト比較、いわゆる3市がやっている事業と、今やろうとしている資源物施設のコスト比較というものを検討しているのか、資料要求をしましたけれども、出てきませんでした。検討していないということでした。ですから、一貫してその

ことをやらずして、この事業の必要性を住民の方に理解を得るということは、私は現実的にできない。また、組合としても全くそのことを5年、6年前から言っているにもかかわらず、やってこなかったというその事実があるということとはご認識をされていらっしゃるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○計画課長【木村西】 コストの比較ということでございます。こういった施設は生活の基盤となる施設でございますので、コスト比較だけではないというようなところで、これまでもご説明はさせていただいてきたとは思いますが。

ただ、コストとなりますと、建設費につきましては、約19億円ということでこれまでお話をしているかと思えます。比較となりますと、現在、組織市それぞれで資源化というのは行っておりまして、内容が異なっているような状況でもございます。組織市全てを同一条件で比較をすることは難しいというふうには考えております。

そういう中で実施計画案を昨年12月に策定いたしまして、その計画の内容で、仮にですが、運営費を積算いたしました。そうしますと約2億から2億4,000万円というふうに見込んでございます。

一方、組織市でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、小平市では、ペット、プラを公設で運営している。東大和市では、ペットは公設、プラは委託で運営、そして武蔵村山市におきましては、ペットとプラを委託で運営しているというような、さまざまな状況がございますけれども、これらの3市の運営費、それから、委託費を合計いたしますと、組合で試算した結果、約2億300万円ぐらいではないかというふうに見込んでおります。運営費コストということでは、今のように把握をしているところでございます。

○8番【中間建二】 ずっと平成22年から言っていることは、現状で2市は民間委託で処理をしている、小平市は公設でやっている。その中で、現状の3市

それぞれの処理費用と、それから、今回、共同でやることのメリットがどうい
うふうにあるのか、そのことは、前回の議会だったでしょうか、中野議員のほ
うから、組合が示した計画の中で、共同でやることで経済的なメリットがある
というふうに記載がある。この根拠を示せということを質疑されても、それも
出てこなかった。ずっとこの間、このコスト比較、また、それが一番、住民に
対して説明責任が果たせるはずであったにもかかわらず、そのことを一貫して、
私は、組合はやってこなかったというふうに思っています。

もう一つ、先ほど中野議員からご質疑がありましたけれども、地域住民の理
解、合意を得て事業に着手するということの説明も、これまで、その姿勢は組
合としては変わらないということはずっとこの議会の中でも説明されてきたと
思いますけれども、また一方で、先ほどの質疑の答弁を聞けば、もうこの段に
至っては、合意が得られてないけれども、やるんだと。その合意を得るとおっ
しゃっていた態度を、この段に至ってはもう変更するということを表明された
というふうに、先ほどの答弁では受けとめましたけれども、そういう認識でよ
ろしいでしょうか。

○参事【片山敬】 合意ということは申し上げてないと思うんです。理解を得
た上でというお話だったと思うんですね。その努力は今後とも、例えばこれか
ら建設が始まりましても、それから操業が始まりましても、継続してやってま
いりたい、丁寧にしてまいりたいと、このように考えてございます。

○8番【中間建二】 理解というふうに言葉を変えてもいいんですけれども、
理解を得られた上で事業を進めるという方針が、私は、組合としては一貫して
この議会の中でも示されてきたと思いますけれども、この段に至っては、そう
ではないということに理解してよろしいのでしょうか。

○参事【片山敬】 理解をいただくよう、努力を継続して行ってまいります。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

○4番【幸田昌之】 それでは、2点質問させていただきます。予算書の5ページ、循環型社会形成推進交付金というのを今回受けるということでございますが、これを受けるに当たっての条件について伺いたいと思います。

それと、先ほどもあったかもしれませんが、参考資料1ページの主要工事の中にもあります、予算書でいうと15ページの施設補修・改善工事、3億5,000万円が計上されておりますが、これについては、特に焼却施設、また粗大ごみ施設等については、建てかえまでの必要な延命工事ということでよろしいのか、その辺、ちょっと確認をさせてください。

○業務課長【小暮与志夫】 まず、2点目の施設維持管理費の中の工事請負費の関係でございます。この件に関しましては、粗大ごみ処理施設及び、3号ごみ焼却施設、それから、4・5号ごみ焼却施設について、これを稼働終了まで、安定して安全に稼働できるような形の補修をしてということで考えております。

○計画課長【木村西】 循環型社会形成推進交付金の条件、概要ということでご説明をさせていただきます。こちらの交付金制度の目的ということでよろしいでしょうか。

○4番【幸田昌之】 交付金を受けるための条件、申請すれば受けられるのか。

○計画課長【木村西】 はい。申請するに当たりましては、廃棄物のいわゆる3R、こちらを総合的に推進するために廃棄物処理、それから、リサイクル処理施設の整備を推進するというところで、循環型社会の形成を図る事業に対して交付金が交付されるというような内容となっております。補助金のときのように、建物に幾らということではなくて、全体的にこういった事業をやるという内容で交付金が受けられるというような制度となっております。

○4番【幸田昌之】 わかりました。ありがとうございます。交付金については、そういう事業に対してということでございました。

それと、2点目の工事についても、わかりました。こういう延命工事をしな

がら、今後、中島町においては、多分、建てかえの計画を進めていかれると
思っているんですが、その中で、不燃・粗大ごみ、ごみ焼却施設というのは、こ
れまでの議会の中で、今後、建てかえを引き続き中島町でしていくというよ
うなことが方針として言われましたが、そういった中で、この地域の皆さんにや
っぱり理解を得られないと。今までも言われていますけれども、やっぱり建て
かえになると、また近隣には、迷惑とは言いませんけど、やっぱりいろいろ負
担は出てくるのかなと思うんですね。そういった意味で、引き続きこの焼却、
また不燃・粗大ごみの処理をこの地域でやっていただくために、組合としてど
のようにして住民の理解を得ていかれるのか、その点について伺いたいと思
います。

○事務局長【村上哲弥】 小平市中島町で焼却を続けるための条件というよ
うな話だと思います。ご存じのように小平市は、昭和35年に焼却場を建設して
以降、また、東大和市、武蔵村山市は、昭和40年に3団体で一部事務組合を
設置して以降、小平市中島町の周辺住民の方のご理解、ご協力のもと廃棄物処
理を実施しております。

今後、ごみ処理施設の更新を現在の用地で行うためには、今以上に地域の住
民の方の理解、協力が必要となります。そのためには万全な環境対策を施すこ
と、周辺環境への十分な配慮を行うことが大変重要になります。具体的
には焼却するごみの量を減らし、新しい焼却施設の規模を最小限にすることが重
要となります。容器包装プラスチックの資源化を行わずにごみ焼却施設で焼却
することは、ごみの搬入量を現在よりも増加させ、新しい焼却施設の規模を大
きくすることになり、また、施設へごみを搬入する収集車両の増加にもつなが
ることから、周辺地域住民の方々にとっては受け入れがたいものと考えており
ます。

したがって、資源物処理施設の建設及び粗大ごみ処理施設の計画に基づいた

更新がどうしても必要になると考えております。

○議長【関田貢】 暫時休憩いたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長【関田貢】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

○2番【竹井ようこ】 予算書の12、13ページの負担金交付金のところの地域環境対策負担金について、この中身について教えていただければと思います。

それから、もう1点は、先ほども少しお話がありましたけれども、サーマルリサイクルについては考えていらっしゃるのかということもあわせてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○業務課長【小暮与志夫】 まず、地域環境対策負担金についてご説明させていただきます。

これは、組合周辺地域の環境整備を目的としまして、小平市に交付をしているものでございますが、衛生組合近隣の周辺環境整備を、中島町を中心に、こちらの区域としまして、生活環境の改善、例えば道路の改修でありますとか、そういったことに使用されているものでございます。

○参事【片山敬】 容器包装プラスチックのサーマルリサイクルということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○参事【片山敬】 3市地域の廃棄物処理施設は、全体的に循環型にふさわしいものとしていく必要があると考えておまして、循環型社会に向けて国の方針では、廃棄物処理には優先順位がございまして、1に発生抑制、2に再使用、3に再生利用、そして4に熱回収(サーマルリサイクル)、そして5に適正処分

となっております。

サーマルリサイクルにつきましては、優先順位の低い循環利用方法でございます。また、容器プラの処理方法としては、再生利用、今回私どもが提案しております容器法に基づく資源化が優先されるべきというふうに考えます。

なお、その他のごみにつきましては、新しい焼却施設ではサーマルリサイクルという形で熱回収をする予定でございます。

○2番【竹井ようこ】 ありがとうございます。地域環境対策負担金というのは道路の改修等に使われるということでもありますけれども、その際には、中島町周辺の住民の方からのお声を聞いて、そういった使い道等を決めているということでしょうか。

それから、サーマルリサイクルのほうですが、国の示す指針の優先順位からは低いということで、では、最初に出てきた抑制の対策というのは何か打っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○業務課長【小暮与志夫】 地域環境対策負担金でございますけれども、毎年必ず具体的に案件があるということではございませんので、小平市の生活環境の改善に活用していただいていると認識しております。そのうちの中島町区域内を特に管理分として案分をした形の負担と考えてございます。

○参事【片山敬】 プラスチックの発生抑制に対する施策を何か考えているのかというお話だと思います。現在は、それぞれの市で努力をされて、いろいろ店頭回収とかをやられているようでございますけれども、この3市共同資源化事業には、ハードの側面としての施設整備はございますけれども、もう一つ、3市で協調してできる減量化施策は今後検討していこうというソフト面の施策も検討することになってございまして、3市で協調できるものについては、新たにできる資源物処理施設や粗大ごみ処理施設、焼却施設を使って啓発活動を行うなど、さまざまな発生抑制の施策、啓発活動を行っていききたいと、このよ

うに考えてございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○1番【佐藤充】 幾つか質問をさせていただきます。

まず、雑入のところで、アルミ等の売り上げについて、今年度よりさらに減額されるという形になっているわけです。先ほど補正のときに、市況が変化している、単価が下がっているという話がありました。これは、28年度はどういう見通しを立てておられますか。下がったまま余り変化しないのではないかなというような予想でしょうか。そこら辺、ちょっと確認をしておきます。

それから、今度は歳出で足湯の委託というのがありましたけれども、これはどういう形で、どこに委託しているのか、それをちょっと確認させてください。

それから、三つ目に、ちょっとこれはお願いも含めてなんですが、参考資料の11ページ以降、塵芥処理費ということで、その内容について細かく記載いただいております。

この中で12ページの13節、委託料以降、それぞれの項目がありますね、例えば12ページで言いますと、廃棄物の運搬等とか、回収・再資源化というような項目があるんですが、この具体的な金額について、13ページ以降も全く同様なことなんですが、こういった金額というのは出ないんでしょうか。もし出れば明らかにしていただきたいし、今後、参考資料に載せていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、四つ目なんですが、3市共同施設についてです。住民の理解を得ることについて、ちょっと伺いたいと思うんですが、先ほど丁寧な対応をするんだというご答弁がありました。もしこの予算が通れば、3市共同施設建設に向けて動き出すわけですが、28年度については、具体的に住民の理解を得るためにどのようなことを進めるのか、明らかにしていただきたいと思うんです。

それから、5点目、環境負荷の問題、あるいは住民の健康被害の問題でちょ

っと伺いたいんですが、際限なくゼロに近づける努力、健康被害を出さない努力というのは、組合としても、それから、各自治体としても大事なことだと思うんですよ。ある意味、住民の皆さんの心配の大きな一つはそこにあるのではないかと思うんです。

しかし、出さない努力はするけれども、万が一、こういった施設によって、特に3市共同施設ということにもなるんですが、全体の焼却施設とか、粗大ごみ処理も含めて健康被害が起きた場合、どのように各市が、あるいは組合として対応するのか、その辺をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○総務課長【藤野信一】 参考資料の12、13ページの委託料で、廃棄物の運搬等、それから、資源回収など細かいところの金額がわからないかということですが、参考資料を毎年つくっておきまして、予算書にもそれに連携した金額は入っておりませんが、これから、新年度に入りまして契約するとき、入札等を行なうこととなりますが、予定価格などがこういったところから類推される恐れがありますので、そういったものを防止する意味もありまして、こちらのほうには細かい数字は載せてはございません。

○業務課長【小暮与志夫】 1番目の鉄の市況の今後の見通しということに対して、お答えさせていただきます。

28年度予算の計上に当たりましては、通常の前算時でもそうなんですけれども、直近まで含めて過去3年間の実績価格のうち最低の単価を用いて積算をして計上しております。27年度の下半期が最低の価格となっております。このような形で28年度は計上しております。話を聞くに当たりまして、この市況が今すぐ回復方向に向かうということは考えられない状況だと認識しております。

また、つい最近なんですけれども、組合の資源化の一つで、市から搬入される粗大ごみを中心に行っている小型家電のリサイクルですけれども、これもや

はり鉄の成分が多いものですから、鉄の市況にかなり影響されるところでございます。27年度の下半期は、1キログラム当たり0.54円で買い取っていただいておりますけれども、これが買い取れるかどうかというところが大分厳しくなっているというような話もございます。

(「鉄じゃなくてアルミ」の声あり)

○業務課長【小暮与志夫】 済みません。表記上は「アルミ等」となっておりますが、アルミに関しましては、若干下がっておりますけれども、鉄のような形で大幅には変わっておりません。表記のほうが一括しておりますので、費用の中身としましては、鉄の関係がかなり影響しているという状況でございます。

○計画課長【木村西】 足湯施設の管理委託の内容でございます。こちらにつきましては、「あさやけ風の作業所」に委託をしておりますが、内容といたしますと、施設そのものの管理と、それから、定期清掃などが業務の内容となっております。

また、協議会の丁寧な説明の広報でございますが、28年度においても、施設の見学会や、あるいは勉強会なども実施していきたいというふうに考えております。詳細につきましては、協議会の委員と協議しながら決めていきたいと、このように考えてございます。

○参事【片山敬】 最後の質問、健康被害が発生した場合、どういった対応をするのかというご質問でございます。もちろん健康被害が発生するおそれのない施設として自信を持って計画を進めてまいりますけれども、仮に健康被害の訴えがあった場合には、直ちに現地に伺いまして現状を把握、それから、関係機関と協議をし、原因究明を行い、私どもの施設が原因と想定される場合には、直ちに施設の操業を停止しまして、必要な対策を行いたいと、このように考えております。

(「あともう一つ、住民の理解を得る対応」の声あり)

○計画課長【木村西】 住民の理解を得るための対応ということで、環境の影響に不安を持たれている方もいらっしゃいますので、施設見学会、あるいは勉強会などを通じて理解を深めていただきたいというふうには考えてございます。

○1番【佐藤充】 アルミ等ということについてはわかりました。

それから、足湯についてなんですが、現在、「あさやけ風の作業所」に委託をされているということなんですが、28年度の見通しというのはどうですか。どれくらいの期間で、やっぱり新たな入札等もやられるんでしょうか。委託先の決定方法について、おそらく「あさやけ風の作業所」もよくやっていたいているとは思いますが、28年度の見通しについて、確認しておきます。

それから、健康被害については、わかりました。ご答弁のように、あつてはならないものということが大前提にしながら、しかし、私も寝屋川へ行ってみたんですが、かなり被害があるということは事実であろうという認識をいたしましたし、その後の行政、あるいは共同施設が十分な対応をしているのかなというふうな心配がちょっと残った視察でもありました。それは、事小まめに見たわけではありませんから、実際はどうかわかりませんが、やっぱり住民にとっては非常に気がかりな、一番重大なことではないかなというふうに思っ帰ってきたんですが、いずれにせよ、そういう点では十分な対応を直ちに行うということはやっていただきたいなと思いますので、それは意見として述べておきます。

それから、住民の理解を得ることなんですが、勉強会、説明会等とおっしゃられましたが、具体的に28年度というのは、大体いつごろ、何回ぐらい、いつまで話し合いを進めていくかということがもし想定されているのであれば、お答えいただきたいと思います。

○計画課長【木村西】 足湯の運営委託の見通しでございます。現在、「あさやけ風の作業所」にお願いをしておりますが、開設当初からお願いをしているよ

うな状況もございます。このことでは、ノウハウがあったり、あるいは利用者からも、親切で丁寧ですというような声も聞いているところでございます。このようなことから、28年度も引き続きお願いをしたいと考えております。

また、事務連絡協議会の関係でございますが、これまでもおおむね月1回のペースで会議を開催してございます。その中でさまざまなご意見等をいただいておりますので、こういったことと、それから、先ほど申し上げました勉強会、また施設見学会などを通じまして丁寧な対応に努めたいと、このように考えてございます。

○9番【内野直樹】 先ほど来皆さんが質問されている3市共同の資源処理施設に関してなんですけれども、丁寧な説明や対応をするというような答弁がある一方で、今回の予算を見ると、実施設計の予算と、この後3月の後半に協議会の皆さんと一緒にいく視察が予算化されて出されているかと思うんです。実際に大阪の寝屋川のほうに行かれて、納得できない部分があった場合は、この実施設計等々を含めて何か影響が出るのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

また、私も寝屋川のほうに視察に行かせていただきましたけれども、健康被害の話が先ほどありました。実際に症状を見た上で、因果関係があるのかないのか確認するようなことを参事が言われていましたけれども、現時点で国のほうで指定されているVOCとの因果関係があるかないかということで、直接的な因果関係がないということで、健康被害がないかのような判断を大阪の4市のリサイクル組合とか、寝屋川市の担当の方が言われて、裁判の結果だというような説明を受けてまいりましたけれども、ただ、十数品目のVOC以外の影響による健康被害が出ている可能性が疑われないというのが疫学的な見地からの評価なのかなというふうに、視察をして私は感じています。

これに関しては、数年前から国のほうで、VOC、今出されているような基準以外のことも含めて、どんなもので生物に影響が出るのかという調査を、10年計画で、今しているのか、これからするのか、ちょっとそこまではわからないですけども、そのような話も聞いている中でこの施設を立てなければいけないという状況が進んでいるわけです。仮に国のほうで、今まで言われていた十数品目以外のものでも人体に影響が出るんだというふうなことがわかった場合、この施設の稼働がどうなるのか、もしくはその健康被害への補償とか対応というのがどう変わってくるのか、非常に慎重に考えなければいけない問題もあるのかなというふうに感じています。そこら辺どうなのか、まず伺います。

○参事【片山敬】 1点目の視察をこれからすると、その結果の反映についてはいかがかというご質問ですけども、これから実施設計図書をつくっていく、こちらの段階に反映できるものは反映していきたいというふうに考えております。

現場で見てきた、例えば室内の低圧化施設のことですとか、現場上の意匠ですとか、そういうものは、提案があれば、よいものは取り入れて実施設計に反映させていきたいと考えております。

見学の目的は、まずは知っていただきたいと。知らないことからくる不安ですかね、どういう施設ができるのか全くわからない状況で、確かに不安の方もいらっしゃると思いますので、まず現地を見ていただいて、こういう施設であるという認識を深めていただきたいというところにございます。

それから、VOC以外の影響については、これがもし出た場合については、同様の対応をいたしますし、必要な設備も増設することになると思います。ただ、現状では、先ほど申し上げましたけれども、家庭で使われているプラスチック、ペットボトルであるとか、お菓子の袋、チョコレートの包み紙等、こう

いったものはごみで入ってくる。私どものごみ焼却施設ですと、燃焼させると化学変化を伴って排気ガスを発生させる。そういう施設に比べれば、極めて環境負荷の程度は低いと考えておりまして、想像しないような汚染物質は、現状のところでは発生しないであろうと考えております。

○9番【内野直樹】 実際に全国にいろいろな施設がある中で、症状が出ているところと出ていないところもあるし、同じ施設でも、近所に住んでいても、出る人、出ない人ということで、どういう影響が出るのかよくわからないというのがこの問題の一つ怖いところだし、なかなかそれを証明するのも難しいということを地元寝屋川の方は言われておりました。

ご存じだと思いますけれども、症状としては、目がかゆいとか、くしゃみが出る、鼻水が出る、ひどい方は湿疹が出るというような、一見アレルギー反応のような症状だけれども、しかし、抗体検査をすると陰性だと。だから、原因がよくわからないということであやむやになっちゃっているような状況、あとは年齢による差別だったりとか、さまざまな話を聞いてきたわけですがけれども、そこら辺、今度3月後半に行くときに、ぜひ確認もしていただきたいなと思うんです。

一方で、それに対して因果関係がないということを司法が下したんだということ強調されているというのが私、すごく印象的で、実際にそういうものを建ててしまって、運用が始まってしまったら、認めたくないという力がすごく働くなという印象もありますので、ぜひそこはきちんと確認をしていただきたいし、これからわかってくることに対しては、適切な対応をしていただきたいと思います。

あと、先ほどほかの議員さんも聞かれていましたけど、プラスチックに関してのサーマルリサイクルはないのかということについて、優先順位が低いというようなご答弁があったかと思うんですけれども、二、三年前に、プラスチック

クに関して、これまではごみを出さないということと、物質的なマテリアルリサイクルという考え方が基本だよということだったのが、その結果、全国にあるマテリアルのリサイクルで生まれてきたプラスチックの燃料が余ってしまっているような問題も含めて、サーマルリサイクルという考え方に対する見直しが二、三年前からされてきているのではないかと思うんですけれども、そこら辺、もう少し現状を教えていただければと思います。

○参事【片山敬】 その辺のことは、ちょっと不勉強で申しわけないんですけれども、ただ、マテリアルリサイクル施設、交付金の交付メニュー上はそういう名前なので、そういう名前呼びますけれども、実際にはケミカルリサイクルという形で、分子レベルまで分解をして、アンモニアを製造するなどのそういう利用も行われているというふうに聞いてございます。焼却にしましても、コークス炉の燃料にするとか、それもケミカルリサイクルの一種ですけれども、単にマテリアルだけではなくて、ケミカルのほうがかなり出てきているという認識しております。

○9番【内野直樹】 そういう意味では、10年前に比べると、処理施設のあり方が大分変わってきているなど私もこの間、調べてみて感じているところで

す。

また、大阪の寝屋川の話なんですけれども、聞いてびっくりしたんですが、可燃処理の施設で、資源分別をプラスチックと可燃物と分けている中でも、なかなか分け切れない問題があって、プラスチック類が混入していて、3割は除いてそういう処理をしているけれども、7割ぐらいは燃えちゃっていると。そういう状況の中で、今後、建てかえ計画ではサーマルリサイクルを考えているような話もありましたけれども、現時点で中島町にあるところでも、そういう健康被害、もしかしたら自覚があったり、なかったりという問題も含めて、調査をしていただきたいなということもあります。

そういうことであるならば、今後、マテリアルの資源物の施設、また、建てかえも含めて計画が変わってくる可能性もあると思いますので、ぜひ調査研究をもっとしていただきたいなと思います。

○11番【須藤博】 時間がありませんので、かいつまんで質問させていただきます。

予算書の17ページに、塵芥処理場建設費に関する会議録作成業務委託123万円とありますけれども、会議録にどうしてこれだけ大きな費用がかかるのか、ご説明ください。

それから、先ほど来、話題になっておりますプラスチック処理施設に関する健康被害ということ伺いたと思います。やはり問題は、住民の方に健康被害を絶対発生させてはいけないわけですし、また、もし発生した場合の対策、この2点が要点だろうと思うんです。

まず健康被害を発生させない対策、これが必要である。これは、完全に排気フィルターを使って、活性炭も含めて全て認定されているもの、化学物質以外のものも含めて厳格な処理をしていただかななくてはならない。これは対策としてやっているようなので、いいんですけども、あと問題は、それでも本当に取り切れるかどうか、もとから出ないようにしなければいけない。その場合に、前にも質問させていただきましたけど、視察を組合議会でした中で、プラを圧縮するときに、何といてもVOCが出る可能性がある。このとき、圧縮率を低くする、それから、熱を発生させないためには、ゆっくり圧縮作業を行う、この二つが大事だろうと思うんです。その辺のところ、高圧縮の装置ですと確かに効率はいいんでしょうけれども、その辺、どう考えているのか、設備面で伺いたと思います。

それから、もし健康被害の訴えが続出した場合、先ほど参事から、施設をとめて原因を究明しなければいけないというようなお話がありましたから、これ

は当然とめなければいけませんし、いやでも応でもとまると思います。きちんと調べないと、それこそ組合の予算だって通らなくなりますから、その辺はきっちりやっていたかかないといけませんけれども、その際に、もし健康被害が発生したときにはどういうふうな対処を考えているのか、つまり、とめてでも検査しなければいけませんから、調べなきゃいけませんから、そのとき、プラがあふれちゃうことになりますよ。そのときの対策までこれは考えておかなければいけませんよね。そのときになって慌ててもどうしようもないです。この3点を伺います。

○計画課長【木村西】 1点目の会議録の費用でございます。こちらは地域連絡協議会の会議録ということで、全文録で今、作成をしております。そのほか、説明会等の会議録、こちらも全文録で作成しておりますが、これらを委託しているものでございます。昨年の当初予算から比べますと40万円ほど増額となっておりますが、連絡協議会のほうで、これまでは7時から8時45分、おおむね9時ごろまでということでしたけれども、現在、6時半から9時までということで、若干時間のほうが延びているような状況もございますので、これらを踏まえた予算というふうになってございます。

○参事【片山敬】 1点目の圧縮作業をもうちょっとゆっくりできないかというご質問かと思えますけれども、現状でも、それほど速い速度で圧縮するスピードではございませんので、圧縮機のところには、局所の換気装置を設けまして、そこから空気を吸引しまして、VOCの除去設備のほうに導入しているところでございます。その場所での空気は、第一優先で除去設備のほうに運びますので、そのような危険はないのかなと思っております。

それから、健康被害が出た場合の操業停止に備えてということでございますけれども、一時的には、ピット方式を採用してございますので、こちらにためおくということになると思います。それ以上長く続いて、ピットがいっぱいに

なってもさらにとということになると、委託処理になるのか、一時的な収集停止をお願いするとか、そういう対策になると思います。

○11番【須藤博】 そうすると、会議録はかなり量として多いということですね。了解しました。

厚木等の視察をしたときに、2カ所で違う圧縮方法だったわけですね。片一方はぎゅっと小さく圧縮するやり方、ここは排気も吸って処理をしていた。もう1カ所は、施設そのものがオープンで、外気が自由に出入りするようなところで何の処理をしてなかったんですけれども、そこは圧縮率が小さくて、出てくる製品が大きいわけですね。ですから、ここでは圧縮するとき熱が発生しないだろうと思われるので、VOCそのものは出ないだろうと。そのためにオープンな施設で済んでいるのかなと。においも一切しませんでしたね。その点の検討は、どういう施設を考えているのか、高圧縮率のほうを考えているのか、低いほうを考えているのか、その辺はどうなのでしょう。

○参事【片山敬】 圧縮率については、250キロから350キロの間で圧縮するよという基準がございますので、そのような作業したいと思っています。私どもがこれまで見ている圧縮装置は、力をかけるものですから、ゆっくり作動しております。その中でほとんどのところが対策を施さない中でやっていますが、私どもは、局所の、先ほども申し上げましたけれども、換気装置を設けて、そこから吸引することでVOC対策をしたいというふうに考えておりますし、そのような稼働状況でございますので、高温になる、熱が出るということは考えてございません。

○11番【須藤博】 そうしますと、視察をした二つの施設は、当然、圧縮したプラの製品をよそに出しているわけですから、この規格の中でつくられていたもので、片一方は固くなるまで圧縮し、片一方はその規格の中で圧縮率が低いほうだったのかなと理解しているんですけれども、そういう理解でよろしい

わけですかね。

○参事【片山敬】 もし軽い圧縮ときつい圧縮であれば、そのような解釈だと思えます。

○11番【須藤博】 わかりました。じゃあ、その辺の運転のやり方によって、VOCの発生が最小限に食い止められるのかなと思います。もしそれでも健康被害が発生した場合、先ほどご説明がありましたけれども、これについては、やはりきちんと、一時的に燃やす方法も含めて考えておかないといけないだろうと思うんですが、この辺、他の民間業者さんにも一時的に引き取っていただくとか、そういうことは今から検討しておかないといけないと思うんですけれども、民間の業者さんで、こういう場合に引き取っていただけるルートは、今現在、近隣にあるのかどうなのか、それはどうでしょうか。

○参事【片山敬】 資源物処理施設につきましては、環境対策とともに、安定、継続して処理できる施設として建設いたしますので、基本的にはそういうことは起こらないというふうに考えております。ただ、突発的な故障で二、三日とまるというようなことは想定して、ピット容量を確保してございますので、その中で基本的には対応ということになるかと思えます。

○11番【須藤博】 そうしますと、被害が発生することは想定していないということですね。発生しても、事実上、差し止め裁判でも起こって、長期間とまるかということだつてある得るわけですよ。そういうことは一切考えないということですか。

○計画課長【木村西】 繰り返しとなりますけれども、健康被害を発生させるおそれのない施設として整備をいたします。ただ、仮に健康被害の訴えがあった場合には、現地に伺いまして調査などを行って、関係機関と協力して原因の究明をしたいというふうに考えてございます。その上で、施設が原因と想定される場合につきましては、例えば運転をとめるとか、そういったところで必要

な対策を行いたいというふうに考えてございます。

○10番【遠藤政雄】 同じような質問になるかもしれませんが、まず最初に、3市共同で資源物処理施設をつくるということは必要だと私は思います。まず先にそれを申し述べて質問いたしますけれども、ランニングコストが出てこないということで、さまざま皆様から質問がございました。

普通、箱物をつくるときには、当然ながら建築費用もしくは毎年かかる費用、ランニングコストが出されてきて初めてそこで議会に諮られると思うんです。こういうごみ施設、俗にいう迷惑施設等に関しては、ランニングコストを出さないというのが、これは慣例としてあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○参事【片山敬】 慣例ではございません。ランニングコストが非常に出しづらい。今、計画課長のほうから、おおよそのランニングコストの口頭での説明はありましたけれども、特に資源物処理施設というのは、手で選別するものですから、人的な要素が多うございます。そうしますと、選別する機械の種類はどの精度でやるのか、これはメーカーさんによって異なりますので、かかわる人員の数が大きく変わってくると思います。そんな関係で出しづらいと。特定の業者さんの最も人間の少ない設備機器に固定してしまうと、入札で競争いただく業者さんも限定されてしまうということになりますので、現在では幅を持たせて出しているということでございます。

繰り返しになりますけれども、慣例ではございません。

○10番【遠藤政雄】 では、近年、こういう施設の建物を建てて実施している自治体は、ランニングコストを出さないで計画を進めて建てているという認識でいいのかどうか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○参事【片山敬】 他市の状況はわかりませんが、これから見積もり設計図書をプラントメーカーさんからいただくことになります。その中では、はっきりした値、より確度の高いデータが出てまいりますので、それをもってコ

ストとしたいというふうに考えてございます。

○10番【遠藤政雄】 22年度からそういう話が出ているということはよくわかりましたし、そのときには出ないというのはわかるんですけども、ただ、28年度中に締結するに当たり、少しは話し合いの中で出てきてもいいのかなという部分もありますし、あとは、例えば近隣、先ほど答弁の中でありましたけれども、さまざまな施設があるので、同じような部分のコスト比較ができないというお話がありましたが、ただ、実際、じゃあ、ここの施設ではこれぐらいの量で、これぐらいの人員で、実際にランニングコストが発生しているもの、そういうものを出していただいてもいいのかなと、個人的に思います。

その上で、私は、その資料を見て判断していくこともできたのかなと、今のこの時点で思いますので、ぜひ早い段階で近隣施設のランニングコスト等をお示しいただければと思ひまして、質問を終わりました。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「議長」の声あり)

○5番【尾崎利一】 ここで予算修正動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長【関田貢】 ただいま、議案第5号に対し修正案提出の動機があり、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認めます。

ここで12時15分頃まで休憩いたします。休憩中に修正動議の修正案を配付いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時12分 再開

○議長【関田貢】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

修正案の趣旨説明を提出者に求めます。

○5番【尾崎利一】 それでは、予算修正案の提出者を代表して提案理由を説明します。

議案第5号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」案には、3市共同資源物処理施設本体の設計・施工及び同管理業務が計上されています。これらに係る予算については当初予算には計上せず、条件が整った段階で改めて予算計上するよう求める立場からの予算修正案です。

第1にコスト比較が示されていないことです。

東大和市議会では、平成22年3月26日に「小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設（リサイクルセンター）建設について、抜本的な見直しを求める決議」が採択されました。この中で「プラスチックごみの圧縮処理を伴うリサイクルについては、新たに恒久的な施設を建設することだけでなく、民間委託などを中心に低コストで行うこと」との項目があります。その後、東大和では家庭ごみが有料化され、衛生組合構成市の中でも日程に上りつつあります。構成市市民の税や手数料等の使途に対する監視の目は一層厳しいものとなっています。

この立場から、繰り返しコスト比較を求めてきましたが、「適切な時期にコスト比較も示す」と答弁されながら、いまだに示されていません。東大和市の決議は、必ずしも公設の施設を否定するものではありませんが、しかし、コスト比較が示されないまま本体の設計・施工に着手する本予算案を、現段階で認めるわけにはいかないと判断しました。

衛生組合は、今年度中には「費用対効果分析」を作成する予定としています。

あわせてコスト比較を早期に作成した上で、改めて補正予算を議会に図るべきです。

第2に、周辺住民の理解を得る努力を尽くす問題です。

2月13日の施設整備連絡協議会では、当日参加された12の自治会、管理組合のうち、無回答の1団体を除いて11団体が「住民の理解を得られていない」と考えていることが明らかになりました。平成25年1月8日の4団体の確認書では、「住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手する」とされていることから、現段階で施設整備の本体事業を予算化するのには周辺住民をいたずらに挑発することになると考えます。

また、同日の会合では、施設の根幹にかかわる提案は3月12日の次回会合までで受付を打ち切るとの説明がありました。協議会の会長さんは大変理知的な方ですが、協議会では3月下旬に寝屋川市に行ってリサイクル施設を見て、反映できることは反映させようということだったのに、3月12日という期限では間に合わず反映できないということになる。何のために仕事を休んでまで行くのかわからない。協議会はどういう位置づけなのか。住民の理解が得られないまま、ただ計画どおりに進めるというのでは納得できないとの趣旨で発言されました。

周辺住民の施設への提案も大詰めを迎えているこの時期に、何が何でも計画どおりに当初予算に計上するのか、推移を見て、条件を整えて補正予算で対応するのかが問われていると考えます。

提案理由を二つ挙げましたが、現状のままで当初予算に計上するのではなく、条件を整えた段階で補正予算に計上していただき、改めて議会としての対応を決めるべきという考えです。したがって、事業に係る一般財源の部分については減額せずに予備費に回し、補正予算提出の際には予備費から一般財源部分は充てられるように配慮しました。

以下、修正案についてご説明します。

議案第5号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」の一部を次のように修正するものです。

第1条第1項中「17億1,000万円」を「16億2,007万6,000円」に改める。

第3条を削る。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳入については、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金を、原案「3,979万7,000円」とあるものを、2,912万4,000円減じ、「1,067万3,000円」とするものです。

8款、組合債、1項、組合債、原案「6,080万円」とあるものを、6,080万円を減じ、「0円」とするものです。したがって、歳入合計は、「17億1,000万円」とあるものを、8,992万4,000円減じ、「16億2,007万6,000円」に改めるものです。

歳出については、3款、塵芥処理場費、2項、塵芥処理場建設費を、原案「1億4,199万3,000円」とあるものを、9,865万8,000円減じ、「4,333万5,000円」とするものです。したがって、3款、塵芥処理場費は、原案「12億6,141万8,000円」を、9,865万8,000円減じ、「11億6,276万円」とするものです。

5款、予備費、1項、予備費を、原案「2,162万9,000円」とあるものを、873万4,000円ふやし、「3,036万3,000円」とするものです。

以上のようにして、歳出合計原案「17億1,000万円」とあるものを、873万4,000円ふやし、9,865万8,000円減らし、「16億2,007万6,000円」とするものです。

それから、第2表債務負担行為中、次の項を削るものです。

3市共同資源物処理施設設計・施工管理業務委託、平成29年度～30年度、8,926万2,000円、それから、3市共同資源物処理施設整備工事、平成29年度～30年度、17億8,524万円。

そして、最後に、第3表地方債を削るものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長【関田貢】 提出者の趣旨説明は終わりました。質疑に入ります。

○3番【平野ひろみ】 提案理由の中で何点か伺いたいと思います。

冒頭の説明の中で、条件が整った段階で改めて予算計上するように求めるということですけれども、この条件が整った段階というところでは、どのように、どういう部分で条件が整うということかを判断すると考えていらっしゃるのか、そのご認識を伺えればと思います。

それが1点と、第1と第2というのが説明の中にありますけれども、第2のところ、「現段階で施設整備の本体事業を予算化するのは周辺住民をいたずらに挑発することになると考えます」とあります。ちょっとこの文章には私は違和感を覚えるんですけれども、この間、先ほど来からの質問の中にもありましたけれども、施設整備の協議会の中では、とても丁寧にこの間、説明を繰り返し、また話し合いの場を持ってきている中で、この施設に関して、もちろん反対の声はなくなっただけではありませんけれども、先ほど組合のほうからのご説明の中にも、当初は44団体、自治会、管理組合の参加があった中では、それを重ねたり、見学会をやってきている中で、建設には絶対反対という方の声は少なくなってきましたし、反対しているということの中でも、ある程度、この施設は、建てるならば住民の声を反映して、いい施設をとということのご意見も出ているというふうに聞いています。

こういった流れの中で、このように「挑発する」という言葉が出てくるといふこと自体に、ちょっとどうなのかなというふうに捉えていますので、またそ

の辺のことで何かあれば、お伺いできればと思います。

それから、あともう一つは、3月の下旬に寝屋川にリサイクル施設を見に行くという見学会のこと、先ほどもほかの議員から出ていましたけれども、このことについては、参事のほうからも、ここで見学会に行ったことによっていただく意見をきちんと聞いていくというようなご答弁があったかと思います。でするので、それが反映できないということにはならないのかなというふうに思いますので、そこは再三、見学会や学習会を重ねて丁寧にといったところで十分対応できていくことを、私たちもそれは要望してまいりますし、そのように進めていっていただきたいと思っているので、その答弁もありましたことで、納得できないということではなく、そこを理解していただければなというふうに思いますので、そのあたりのことをお伺いできればと思います。

3点質問させていただきます。

〇5番【尾崎利一】 1点目の、条件が整ったという判断のことですけれども、大きくはこの2点、コスト比較と周辺住民の理解ということを挙げていますので、これも予算修正案が通った場合に、これを改めて補正予算として出すのは、組合側がこの2点についての判断を下して出してくる。その時点で議会として判断をすべきだということです。組合の判断までこちらの側で何か縛るのは不可能ですし、そこまで考えているわけではありません。

2点目の住民の理解を得られていないという問題について、これは、2月13日にこの連絡協議会に参加されている中で、会長さんがアンケートをとったんですね。それで、こういう結果だったと。

先ほどちょっとやりとりがありましたけれども、11月の議会の中で、この1月8日の4団体の確認書がほごになったのではないかというふうに私のほうで質問したところ、事務局長のほうからは、これについては、ほごにしたとか、そういうことではなくて、状況を見きわめて、再度その状況の中で新たな合意

を行ったということだというふうに答弁されています。そして、25年11月9日のこの確認書の中でも、最後に、「住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進める」というふうに結ばれていまして、ここに25年1月8日の4団体の確認書がほごにされていないということが示されているというふうに判断をしています。

そういう中で、確認書で書かれている「住民の理解が得られたと判断された後は、施設整備事業に着手する」というふうに書かれていて、今回の予算案は、施設整備事業にまさに着手する予算案だということなんですね。

それから、先ほどご紹介のありました44団体のうち、参加されていないのが20団体ですか、24団体ですか、の方々の中には、賛成という人もふえていたというお話でしたけれども、これについては、私は、具体的に管理組合として、自治会として賛成ということを決めたというようなことについて、説明を受けたことはありませんので、これは事実として、ちょっとどうかかわらないというふうに思います。私がここで挙げたのは、2月13日の施設連絡協議会の中での、それぞれの団体を代表される方々にとられたアンケートの結果を出したわけですけれども、それにしても、いくら何でもこの状況の中で、住民の理解が得られたというふうにはならないのではないかとということです。

それから、寝屋川の視察へ行ってからというお話ですけれども、先ほどの答弁では、反映できることは反映すると、反映できないことは反映できないというご答弁だったと思います。私、この日傍聴していたんですけれども、あくまで施設の根幹にかかわる提案については、3月12日の次回会合までで受付を打ち切るということ、それから、その後の、これは実施計画の中で、例えば見積仕様書作成の期限が3月末とか、見積設計図書引き合いが4月～5月とか、技術評価が6月～7月、発注仕様書作成が8月～9月という、これらの計画スケジュールについては、見直さないでこのまま進めると、あくまで進めるとい

う回答だったんですね。ですから、実際には、会長さんも、寝屋川に行っても、やっぱり大きな変更点については、もう無駄なのかなという認識を持たれたと私は思います。

○ 8 番【中間建二】 もう少し具体的な補正対応をするときの条件をというよ
うな不規則発言もありましたので、あえて少し補足させていただきますけれど
も、まず、先ほどの提案理由では二つ、コスト比較がされていないということ
と、それから、周辺住民の理解を得る努力をすべきである、このことを明確に
述べているわけですが、コスト比較については、やはり現状で武蔵村山市と東
大和市は民間委託で処理をしている。小平市は公設で処理をしている。その現
状での容器包装プラスチック、また、ペットボトルの処理のそれぞれの3市の
負担と、それから、新たに投資をして、お金をかけて公設で建物をつくって、
その建物を長期的に運営しながら3市が負担をしていく、ここの具体的なコス
ト比較が明らかにならなければ、各市の負担がこの共同事業をやることによっ
て減るのか、ふえるのか、また、ふえるにしてもどれくらいふえるのか、それ
をはっきり示すことが私は最低限の条件ではないかと思っております。

今、各市それぞれが公共施設等の総合管理計画等の策定に取り組まれている
かと思っておりますけれども、現状持っている施設を更新していただくだけでも、各市は
50年、60年の長期間では負担ができない中で、どう公共施設の統廃合や機
能の複合化を進めていくのか、また、公民連携を進めていくのかということが
各市の課題になっているかと思っておりますけれども、そういう課題がはっきり、こ
れは3市だけではなく日本全体の課題になっている中で、あえて公設でやるこ
うことの優位性について、合理的な説明がコスト面も含めてなされなければ、
私は議員としても同意ができませんし、地域住民の理解を得ていくのも難しい
であろうというふうに考えています。

それから、2点目の周辺住民の理解を得る努力のことですが、じゃ

あ、どこまでやれば理解が得られたと判断するのかということだと思いますけれども、少なくとも44団体に呼びかけて、今、連絡協議会に20近くの団体は、来る団体、来ない団体もあろうかと思いますが、来られているかと思いません。

何でそこに来ているのかということをお考えますと、これは、4団体が一致して周辺住民の理解を得る努力をするということをはっきりと方針として示しているからこそ、住民も、じゃあ、そういう努力をしてくださるのであればお話を聞きましょうと。じゃあ、私たちが理解させてくださいということで、20団体近くの方が継続して、相当な労力をかけてこの連絡協議会に参加をし、4団体の考え方を理解しようと努力をされて、2年以上になるかと思えますけれども、継続をされてきたと思います。

しかし、結果として、そこに参加をされている団体の、先ほど尾崎議員が提案理由で述べたように、大半の団体は、この2年近くやっても理解が得られない。ですから、少なくとも連絡協議会に継続して来てくださっている方々の過半数は理解をされた、またそれを、本来は、私は、連絡協議会の中で数をとるべきだと思うんですけども、それすらとらないという方針の中で理解を得る努力をするという、こういうやり方をしていますので、結果としては理解が得られていない。

ですから、私が、どういう状況で住民の理解が得られたと判断するかといえ、まさに地域連絡協議会の中で理解を得るための努力をするということ呼びかけて、来てくださっている方々、そこに参加してくださっている方々のせめて過半数は、理解をした、これならやむを得ないねというところまでは、やはり4団体として努力をしなければ、この住民の理解を得たということの確認が私はとりようがないというふうに考えております。

○3番【平野ひろみ】 今の話を聞いて、ちょっと感じたことを言いたいと思

いますけれども、これまでこの3市共同資源化事業については、本当に長い年月、2007年か8年でしたか、その調査報告書が出されて、それ以降ずっと継続してきている事業です。

それで、当初は市民や住民とこちらの組合側とが話し合う機会があまり持たれていなかったというのは、私も話には聞いていますし、行き違いがあったという事実もあります。しかし、平成25年（2013年）8月の説明会、そして、4団体が一体となってこの事業を進めるという合意がされて、その後には、その整備地が東大和の暫定リサイクルの用地ということと、対象品目がペットボトルと容リプラという2品目になったということ、このことについて明らかになって、それ以降は、3市の市民、住民と議会と組合というところでは話し合いの場が持たれてきて、そして、ごみについて3市がどういうふうにこれから取り組んでいくかということのそもそも論をしっかりと話し合っている、そういう場の設定がやっとなされてきているのかなというふうに私は理解しています。

そして、施設整備の地域連絡協議会の中では、反対の声はまだ多いということとは伺いましたけれども、この修正案を出したことによって、そもそもごみを減らして、資源化できるものは資源化していく。そして、燃やなければいけないごみの総量を減らしていくんだというところでは合意をしているところで、この資源化施設とほぼ一体化していると思われる粗大ごみの施設、また焼却施設がその後の建てかえの期限が迫ってきているので、今までもおくらせてきた経過がある中では、これ以上はおくらせることはできないというふうに私たちは考えています。

そして、それぞれの市の、先ほど各市の課題があるということもありました。そこにおいても、小平市も3市共同の資源化施設ができることに合わせてリサイクルセンターの新しい施設をつくるという計画に沿って今動いているところ

ですので、そこへの影響、また、各市のさまざまな課題の中への影響というものもかなりあると思います。この修正案を出す……、「質疑なのか意見なのか、はっきりさせてください。延々と話されると、時間が本当、困っちゃう」の声あり)

この修正案を出すことで、かなり影響が出てくると思われますけれども、その影響のことについて、じゃあ、どういうふうに考えているのか、お伺いできればと思います。これは質問いたします。

〇7番【中野志乃夫】 今の話ですと、2年間かけて云々という話ですけども、基本的にそのことを住民に言ったら、やはりそれは大変神経を逆なでするような、まだ説明をちゃんと受けてないという形の判断をされている団体が多くある中で、やはり私は、それはおかしいと思っております。ですから、私たちは、絶対だめと言っているわけではない。今、修正案を出しているわけですから、それをぜひご理解いただきたい。それしかありません。

〇2番【竹井ようこ】 ずうっとお聞きしていて、やはりコストの比較ということが理由の一つとして挙げられて、先ほど来お話にも出てきています。コスト比較というのは、今お話の中で、民間の事業者に委託する場合と公設でやる場合とのコスト比較ということでよろしいのでしょうか。

〇7番【中野志乃夫】 基本的には民間との公設との違いは大きいですが、ただ、最終的には、もともと組合のほうも、基本的に3市共同の施設にしても、最終的には民間委託をしたいような提言もされていますから、最終的にはその内容、実際どのぐらい、どう変化するかというのは、ちゃんと見た上での判断だと思っています。

〇2番【竹井ようこ】 そうすると、これは、今回は反対ということではなくて、あくまでも第1、第2の条件が整うまで凍結するということかというふうには理解するんですけども、もしうまくいかない場合には、東大和市さんと

しては、皆さんがそれぞれやっているように、民間に委託すればいいのではないかとのご趣旨ということでございますか。

○7番【中野志乃夫】 基本的には、小平市さんを含めて、現状ではそうやって進めているわけですね。つまり、まだ建物をつくってない段階で、今のやり方で進めていますから、当然、これがきちっとつくられるという段階になればそうですけれども、現状は現状のままとなります。

それと、そのことのニュアンスとしては、先ほども言いましたけれども、焼却炉の建設は別に考えてもらってもいいと考えているのが筋です。つまり、これは認めないから、焼却も認めないということではありません。

○4番【幸田昌之】 それでは、伺いたいと思います。

まず最初に、修正案の歳出の塵芥処理建設費、おおまかな項での金額が出ているんですが、これは、実際にこの予算表の中で、説明のところではいろいろな事業委託とかがあったけれども、これでどこの部分を減らしているのか、一つ伺いたいと思います。

○5番【尾崎利一】 予算書の17ページの3款、2項1目、13節、委託料の設計等委託469万8,000円、これが設計・施工管理委託に当たるということです。

それから、同じく3款、2項1目、15節、工事請負費、施設整備工事9,396万円、これが実施設計、それから、一括して契約されるようだけれども、施設整備工事、これは債務負担行為のほうにつながっていくんですけれども。この2つです。

○4番【幸田昌之】 わかりました。今、さまざま質疑の中で、あくまでも建設に反対しているのではないよと。まずは、説明にもありました二つの観点から、しっかりもう一回やり直していただきたいという部分なのかなというふうには理解をしているところなんですけど、その中で、ちょっと理事者に聞きたい

んですが、私の理解としてはこの3市共同資源化施設、それと粗大ごみ・不燃物の処理施設、それと焼却施設というのは、3市と組合の4団体で一体的には計画が進められていると、そのように私自身は理解をしています。

そういった中で、この修正案がもし可決されて通って、合意が得られるまでおくれた場合、考えられる影響については、理事者としてはどのように考えられているのか。

また、先ほど予算案の中で交付金の話をちょっと伺いましたけど、そういった部分に影響は出てこないのかどうか、その辺について伺いたと思います。

○事務局長【村上哲弥】 本計画は、焼却施設を見据えた計画でありまして、資源物処理施設のスケジュールがおくれるということになりますと、焼却施設の更新を含めた全体計画がおくれることになります。資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、焼却施設の順で進めていかなければならないと考えており、もし資源物処理施設の事業を凍結した場合の具体的な影響として、平成32年度の不燃・粗大ごみ処理施設の供用開始、平成37年度の新ごみ焼却施設の供用開始時点で資源物の受け入れができなくなることも考えられます。

また、現在のごみ処理施設は平成33年度までの稼働を目標に維持・補修を行っております。計画ではごみ処理施設をさらに平成36年度まで延命させる計画ではありますが、これ以上の延命化は困難であります。さらに、小平市の新リサイクルセンターの整備事業とも連携しており、スケジュールのおくれは各市のごみ処理事業に影響を及ぼします。

また、2点目でございますが、本事業は国の交付金を活用して実施をいたしますが、現在、国の予算の確保が難しい状況となっております。したがって、計画どおりおくらすことなく、早い時期に国に対して所要額の要望等を行い、予算を確保する必要があります。このことから、まず前提として組合の予算を担保することが必要と考えております。

○4番【幸田昌之】 わかりました。ありがとうございます。ということで、やっぱり私も、3市で今までこういう組合をつくって、ごみ処理事業というのは進めてきた中で、施設だけではなくて、いろいろなソフト面も含めて、分別とか、やり方はいろいろあるかと思えますけれども、やっぱり3市がしっかりと協力をして、財政とか、いろいろ違いはあるのかもしれませんが、進めていくべきだと私は思っております。そういった、今ご披瀝をいただいた影響がある中で、この修正案を提出された方としてはどのように考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○7番【中野志乃夫】 先ほど来の中で、私も質疑させていただきましたけれども、焼却炉とか、そのほかの関連施設とこの3市共同は連動しなくても、私は、実際にどう計算してもほとんど影響がないですね。資料が出てきませんから、私の調べた範囲ではほとんど影響しない。先ほど偶然出ましたけれども、影響するとしたら小平のリサイクルセンターだけではないでしょうか、はっきり言って。それに影響する。それ以外では、現状のままでやっても問題ないと思っています。

つまり、これを修正で3市共同にもう少し時間をかけても、焼却炉とか、そのほかの施設に関しては、影響はない。また、実際に過去いろいろな施設へ行って説明を受けて、視察もしてきましたけれども、上流論、下流論みたいなのがありましたけれども、それもある施設では、それはちょっとナンセンスだということも言われましたし、私としては問題はないと、そう確信しております。

○4番【幸田昌之】 済みません。そうしましたら、今、交付金の話があって、財源の話があったと思います。これまでの議論の中で、市民の皆さんからお預かりしている税金を無駄なく使うという部分では、やっぱりそういった交付金の活用というのもすごく大事なんだろうなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○7番【中野志乃夫】 交付金に関しても、私も環境省とか都庁にも直接話を伺ったことがあります。今回の3市だけのではなくて、連動してという形で交付金申請もできますし、3市だけという形で切り離すこともできます。これは、具体的に、最終的に組合側が、こういう形で進めますといった段階で交付金申請しますから、凍結した後ですることでも、逆に3市のほうは、とりあえず置いておいて、先行的に焼却炉ですかね、あと不燃、それぞれの施設の整備費に交付金申請することは可能であるはずですよ。

○4番【幸田昌之】 わかりました。ちょっとまだ理事者と影響の受け取り方が違うのかなという気もするんですが、ただ、中野議員の考え方も理解はしておりますが、私としては、やっぱり今まで3市でゴミ処理をずっと進めている中で、今回の3市共同資源化事業についても、3市長と組合の4団体で確認書を交わされているわけですので、やっぱりいろいろな面でしっかりと3市が協力し合ってやっていくのがベストなのではないかなというのが、これは私の見解です。わかりました。

それと、いま一度質問させていただきたいのは、この修正案が通るとなると、これについて、これから各市の予算審議が3月定例会であろうかと思うんですが、その予算に影響が出るんじゃないかなと思いますが、その点については提出者はいかがお考えでしょうか。

○7番【中野志乃夫】 基本的には現状では出ないんじゃないかと私は判断します。もしかしたら小平市さんだけが、リサイクルセンターの稼働の問題とか、更新が迫っていることから、いろいろ影響があるのかもしれませんが、私の判断では、影響はないんじゃないかと思っていますんですけど。

○4番【幸田昌之】 これは、わかりますか、理事者は。わからないですかね。

○管理者【小林正則】 中野議員さんの技術的なところは、そういうことも可能なのかなというふうには私も思っております。一つは、この4団体は、過去

何十年というお互いの信頼の関係の中で、上位に位置している今回の3市共同処理を含めて、ずっと川下に来て、最終的には焼却をするという、こういった3市と組合と合意をして、この方向で行こうと。理論的には、いやいや、焼却と不燃・粗大だけ小平でやればいいじゃないかと。大和のほうは反対が多いからやめてくれと、わかりやすく言うとそういうことになるわけです。

そうすると、私は、管理者と同時に、一方で小平市を代表する立場ですから、そういう意味で言えば、これがもし、いや、焼却はそのまま進めて、不燃・粗大はそのまま進めて、3市共同だけは、出席者の半分の理解を得るまで凍結しろみたいな話になると、そうしたら、我々が積み上げてきた信頼関係みたいなものが揺らぎかねないところがあるわけです。特に今回の交付金は、この3事業一体で交付していますから、そういう意味で言えば、3事業そのものに影響を及ぼしてくる可能性があるのではないかと考えております。

○4番【幸田昌之】 済みません、私が質問者です。

各市の予算に影響がある、ないという話をされていて、確かに小平市はあると思うんです。リサイクルセンターが、もともとは、今言われている3市共同資源化施設で行われるというの見込んで、あそこは暫定でやっていたし、6品目が2品目になったことによって、小平市のリサイクルセンターの負担はすごく大きくなって、地域の住民としては、将来的にはなくなるのかなと思っていたものが、残って今回建てかえになる。でも、それを理解していただいているわけですよ。そういった中で進めていくので、すごく影響は出る。それがさらにまたおくれしてしまうというのは事実なので、私は小平市議会を代表して来ていますので、小平市民の声としては、やっぱりそういうことは進めてほしくないというのが事実だと思っています。

そういった中で、今、小平市を代表してという話もさせていただきましたけど、今回、東大和市の3名の議員の皆さんも、やっぱり東大和市を代表してい

らっしゃっているということで、この修正案については、市議会というか、東大和市さんとしての意向というふうに捉えていいのか、それともどうなんでしょう、その辺について伺いたいと思います。

○7番【中野志乃夫】 現状で言えば、派遣議員の今、3名の形で修正動議を提出しておりますので、もちろん全体という形ではありません。これは各市においても、いろいろこれに賛成、反対の議員さんもいらっしゃるから、全てを代表しているということではありません。

○4番【幸田昌之】 わかりました。ありがとうございます。どちらにしても、先ほど来言っておりますように、3市がしっかりと協力して進めていく事業だと思うので、その影響というのは最小限に抑えるのがベストなのかなと思っております。先ほど管理者のほうからもお話がありましたけど、済みません、私はいつも思うんですけど、副管理者の方々はどうのように思っているか、最後にお聞きできればお聞かせください。

○議長【関田貢】 管理者の小林市長から答弁が出ていますので、副管理者は管理者に委ねているということでもありますので、そのようにご理解をしていただきたいと思います。

○4番【幸田昌之】 失礼いたしました。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

○4番【幸田昌之】 議案第5号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」に対する修正動議に対して、反対の立場を表明いたします。

今申しましたように、3市共同資源化事業は、やはり資源化処理施設、また不燃物・粗大ごみ処理施設、さらには焼却施設の建てかえを一体的に見据えた計画でありまして、4団体で確認がされた事業であると考えています。それと、今の質疑の中からも、修正案が与える影響はとて大きいというふうに感じました。そういった意味で、ごみ焼却施設の延命化は困難である現状の中で、これ以上延ばすということは、地域住民のみならず、3市、小平市・東大和市・武蔵村山市の33万人の市民への影響はとて大きいというふうに考えております。

ただし、組合の皆さんには、やはり地域住民の方へのさらなる理解が進むように努力していただくとともに、事業計画を速やかに進めていくようお願いをいたしまして、反対の討論とします。

○議長【関田貢】 ほかに討論はございませんか。

○3番【平野ひろみ】 議案第5号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」に対する修正案に対しては、私も反対をいたします。

修正案については、3市共同資源化の施設建設を凍結させる、ストップさせてしまうことになり、一体的に3つの施設、焼却施設、また不燃・粗大ごみ処理施設のことも含めて取り組んでいかなければならないということでは、3市、また4団体が合意をしているところから、この修正案に対しては、ごみ処理が滞ってしまいかねないことも、これからの大きな影響になっていくことも考えられるということから、反対です。

これまでの間、これからの資源循環型社会の実現に向けて、3市で、また組合とともに市民が、ごみそのものの発生の過程を認識しながら、そしてみんなで情報共有しながら、発生抑制、再使用が推進されていくようにということで、行政と組合それぞれの役割を分担して、共同して取り組みを進めていかなければならないという必要性があります。この時間的な制限がある中で、メリット

がある中で、私は反対を表明いたします。

○2番【竹井ようこ】 議案第5号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」に対する修正動議に対しまして、私も反対の立場で討論いたします。

3市共同資源化事業、先ほど、その後の焼却施設の建てかえ等には影響を及ぼさないようなご発言もありましたけれども、もともとこれを見据えた計画でございます。そして、そのスケジュールがおくれることによって、全体の計画がおくってしまうということは、やはりこれからの3市の事業と、それから、先ほど幸田議員からもありましたけれども、小平市を代表してこの場に来ておりますので、小平市のリサイクルセンターの整備計画に大きな影響を及ぼすことと、それから、焼却施設の建てかえの件で中島町の周辺住民の方にも、今までも多大なるご協力とご理解をいただいておりますけれども、その面にも影響が出てくるというふうに考えます。

そして、現状のごみ焼却施設は、冒頭にも何回もその事故の予兆というか、小さな事故が起きているようなお話もありましたけれども、これ以上の延命化は困難であると考えます。スケジュールのおくれが全ての事業に影響を及ぼすというところから、私も反対の立場を表明させていただきます。

○議長【関田貢】 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、討論なしと認め、討論を終了いたします。

直ちに採決いたします。

日程第6、議案第4号から先に採決いたします。

議案第4号「平成28年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」の採決をいたします。

初めに、修正案について採決をいたします。修正案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手少数。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長【関田貢】 日程第8、議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合が、健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として、同組合の議員定数の削減を行うとともに、同組合が処理する事務は議員の公務災害に対する補償等であることから、構成団体の議長から同組合の議員を選任することとするものでございます。

これらのことから、規約の一部改正について、提案をするものでございます。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。

日程第8、議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」、本案を原案どおりに可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午後1時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 平 野 ひろみ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中 間 建 二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 須 藤 博